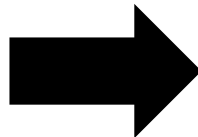


# 入会基準（就労要件）が改正されました。

就労要件について、以下のとおり基準を緩和しましたのでお知らせいたします。

改正内容	改正前	改正後
就労時間 (通勤時間含む)	16時以降まで 就労	<b>15時以降まで 就労</b>
就労日数	月16日以上	<b>月15日以上</b>



※上記の事由により、昼間に児童を保育できない状態が3か月以上継続することが要件となります。

問合せ 柏原市子育て支援課子育て支援係 ☎ 072-971-0042